

公営住宅法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 公営住宅の入居者の家賃の算定の基礎等となる収入の計算について、給与所得等を有する者に係る控除を定め、寡婦及び寡夫に係る控除を見直し、ひとり親に係る控除を定めるものとする。

(本則関係)

第二 附則

- 一 この政令は、令和三年一月一日から施行するものとする。 (附則第一項関係)
- 二 所要の経過措置を定めるものとする。 (附則第二項及び第三項関係)